第三条第二項第一号中「すべて」を「全て」に改め、「一般電気事業者等の」を削り、同項第三号「第二十七条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第三項中「一般電気事業者等」を「小売電気事業者等」に改める。

第四条、第五条第一項、第七条第二項、第九条第一項、様式第一の別紙四、様式第四、様式第五及び様式第六の別紙三中「一般電気事業者等」を「小売電気事業者等」に改める。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第五十五号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の十二第二項第九号及び第二十八条の四十五第三号の規定に基づき、広域的運営推進機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

広域的運営推進機関に関する省令の一部を改正する省令

広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条の十二第二項第四号」を「第二十八条の十二第二項第九号」に改め、同条各号を次のように改める。

一　法第二条の七第一項の承継（小売電気事業の譲渡し又は小売電気事業者たる法人の分割に係るものに限る。）により小売電気事業者の地位を失う場合

二　法第十条第一項の認可（一般送配電事業の全部の譲渡しに係るものに限る。）又は同条第二項の認可（一般送配電事業者たる法人の分割に係るものに限る。）を受ける場合

三　法第二十七条の十二において準用する法第十条第一項の認可（送電事業の全部の譲渡しに係るものに限る。）又は同条第二項の認可（送電事業者たる法人の分割に係るものに限る。）を受ける場合

四　法第二十七条の二十四第一項の承継（特定送配電事業の譲渡し又は特定送配電事業者たる法人の分割に係るものに限る。）により特定送配電事業者の地位を失う場合

五　法第二十七条の二十九において準用する法第二条の七第一項本文の承継（発電事業の譲渡し又は発電事業者たる法人の分割に係るものに限る。）により発電事業者の地位を失う場合

第十二条第一号中「卸電気事業者」を「送電事業者」に改め、同条第二号、第四号及び第五号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第五十六号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二十条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

様式第九の特定―第七表を次のように改める。

特定―第７表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

2　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率（%）	火力発電量に占める発電量比率（%）
石炭による火力発電		
ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

3　電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報
